

総合支所のあり方に関する検討結果報告書

平成 22 年 7 月

石巻市総合支所のあり方調整会議

目 次

- 1 総合支所のあり方に関する検討結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～P 4
- 2 組織機構改革に伴う「地域振興課」の分掌事務の取りまとめ・・・・・・・・ P 5～P 6

総合支所のあり方に関する検討結果報告書

1 はじめに

これまで本市では、平成17年4月の合併後、平成18年2月に策定した石巻市行財政改革大綱に基づき、厳しい財政環境を踏まえた行財政改革に努めるとともに、石巻市職員定員適正化計画を策定し、本庁と総合支所機能の見直しや施設の統廃合など図り、スリムな行政組織への再編に取り組んできたが、今後も引き続き職員の削減や事務事業の選択と集中に努める一方、行政サービスの低下を招くことなく、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、更なる組織機構改革が喫緊の課題となっている。

このような中、地域住民の生活と地域コミュニティ活動の拠りどころでもある総合支所のあり方については、平成20年6月に設置した「石巻市総合支所のあり方検討会議」において、本庁と総合支所との役割分担や総合支所の果たすべき機能などを様々な観点から調査・分析し、平成21年2月に検討結果報告書が取りまとめられたところである。

このことを受け、総合支所のあり方検討会議の結果を踏まえ、地域振興と地域コミュニティの拠点である総合支所のあり方や果たすべき機能を分析、検討し、きめ細かな行政サービスを効率よく提供できる組織体制を構築するため、平成21年8月に「石巻市総合支所のあり方調整会議」を立ち上げ、今後の総合支所に必要とされた機能及び体制整備に対する具体的な取り組みや対応策について検討を行ったところである。

2 これまでの組織再編及び課題

(1) 総合支所の組織再編

平成17年4月の市町合併時点における総合支所の組織機構については、旧町の課体制を基本としたが、その後、災害対策や各種福祉施策、税の相談など、住民への身近なサービスや地域振興の拠点として機能を低下させることのない中で、組織体制、職員数及び本庁と総合支所の事務事業の役割分担等の見直しを行い、平成21年度には全ての総合支所を4課体制とした。

(2) 総合支所の課題

現下の厳しい社会経済情勢の中、地方行政には、地域主権社会への転換や高度化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確な対応が求められており、地域の拠点としての総合支所の機能はより重要度を増している。

しかしながら、行財政改革や職員定員適正化計画の推進により、本庁と同様に職員の削減が進むとともに、人事異動により地元に住居する職員が減少する中で、住民生活に直結する窓口業務や地域のイベント、災害時の初動態勢、さらには地域自治システムの構築など、住民に適切な行政サービスを提供していくためには、本庁との連携強化はもとより、総合支所内における柔軟で機動性のある組織への再編も必要となってきた。

3 総合支所のあり方検討会議において、今後の総合支所に必要とされた機能や体制整備に関する検討

(1) 総合支所の権限と予算

資料 2

地域づくりや所管の道路維持など、住民の日常生活に密着した要望等に迅速・きめ細かに対応できる、一定の用途の範囲内において総合支所の裁量で執行可能な権限と予算を創設する。

○ 検討結果

ア 地域振興に係る市民活動団体及び伝統文化の保存継承活動並びにイベントへの補助金・助成金などのうち、地域自治システムの中で想定される地域の特性に応じたまちづくりに関する権限及び予算については、今後、総合支所に置く。

イ 総合支所が所管する道路、公共施設等の補修・維持管理に関する予算については、本庁所管課で予算留保は行わず、総合支所の裁量が発揮できるよう、配当予算の全額を年度当初に総合支所へ再配当する。

ウ 災害等を含めた緊急的・突発的な地域要望や維持補修等については、本庁と総合支所がこれまで同様に連携を図り迅速な対応を行う。

(2) 地域振興の推進

地域まちづくり委員会の活動の充実を図るとともに、地域の課題や施策事業の展開について、住民や地域団体等との意見交換を行う組織の設置について検討を行う。

○ 検討結果

ア まちづくり委員会は、各地域に応じた課題解決のための調査・研究とともに、総合計画実施計画への事業提案を行いながら、地域全体を見据えた特性のあるまちづくり活動を担う機関として充実する。

イ 地域住民や地域団体のまちづくりに関する活動や意見交換を行う組織については、地域自治システムの中で機能するものとし、地域振興における位置付けや役割を明確にする。

(3) 伝統文化の振興

地域に根ざすイベントや伝統文化の保存継承活動を行っている団体等との積極的な連携を深め、伝統文化の振興を図る必要がある。

○ 検討結果

- ・ 伝統文化の保存継承やイベントへの補助金・助成金などのうち、地域自治システムの中で想定される地域の特性に応じたまちづくり活動に対する予算については、総合支所に置きながら、地域住民や団体等の活動を支援する。

(4) 災害時の対応

夜間・休日の災害発生時の初動体制及び災害発生時の被害調査、地区住民や関係機関との連絡等に迅速に対応できる体制整備が必要である。

○ 検討結果

ア 災害時の対応については、石巻市地域防災計画を基本とし、特に、夜間・休日等の勤務時間外における対応については、各総合支所管内に在住する本庁勤務職員が総合支所に参集し初動対応を可能とする体制整備を確立する。

イ 火災の発生、津波注意報及び警報発令時については、石巻地区広域行政事務組合との「防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定書」に基づき、消防本部が防災行政無線を活用した緊急通報を実施しており、今後とも、地域住民及び関係団体への情報伝達の迅速化を図りながら、総合支所内の協力体制を調整し現地確認等に対応する。

(5) 収納体制の整備

各総合支所に税担当職員を増員し、収納率の向上と申告相談の充実を図る。

○ 検討結果

- ・ 本庁と総合支所の事務分掌の調整を図るとともに、総合支所内の応援体制や収納や申告等への対応を検討していく。

(6) 職員の配置体制

地域事情に精通した職員の配置が必要である。

○ 検討結果

- ・ 当面は、地域性など一定の配慮をしながら地元出身の職員を配置する。ただし、職員採用にあたっては、地域性までは考慮していないため、将来的には、一定の地元職員を配置することは難しくなることから、職員自らが率先して地域や地域住民に溶け込むことなど、職員の地域に対する意識の高揚にも努めていく。

4 まとめまでの経緯・経過

本調整会議においては、今後の総合支所に必要とされた機能や体制整備として、総合支所のあり方検討会議の検討結果で報告された「権限と予算」、「地域振興の推進」、「伝統文化の振興」、「災害時の対応」、「収納体制の整備」、「職員の配置体制」の6項目への取り組み及び対応や地域振興と地域コミュニティの拠点である「総合支所のあり方」について検討し、その結果を踏まえながら、事務分掌の見直しや課題の解決を図り、行政サービスを効率よく提供できる総合支所の組織再編に取り組むこととしていた。

しかしながら、少子高齢化や地域主権の急速な進展や厳しい財政状況の中で、職員削減を進めながら、市民サービスに支障を来たすことのない行政運営を進めるためには、本庁を含めた組織の大括り化、スリム化を図ることが喫緊に取り組むべき課題であるとして、総合支所は、総務企画課と産業建設課を統合し、「地域振興課」、「市民生活課」、「保健福祉課」の3課体制とする組織機構改革を平成22年8月に実施することが石巻市行財政改革推進本部で機関決定された。

また、市民と行政の協働による新たな地域自治のあり方や地域の個性ある市民活動を確立する「地域自治システム」に関しては、石巻市地域自治システムに関する研究会において、地域課題の解決や地域振興事業の推進における総合支所の権限強化が検討されている。

さらに、平成22年4月1日付けの人事異動では、企画部に地域自治システム担当参事を配置するとともに、各総合支所には、地域自治システム担当副参事を新たに配置し、円滑な地域自治システムの構築と地域の拠点としての機能強化に向けた取り組みが進められている。

このような中、これまで本調整会議においては、今後の総合支所に必要とされた機能や体制整備に関する検討を取りまとめたほか、総合支所の組織再編に向けて、総合支所主管課と本庁主管課との事務分掌の整理・統合・移管などの調整を横断的に進めてきたが、全庁的な組織機構改革の本年8月実施が機関決定されたことから、今後、本調整会議は、総合支所の3課体制への再編に向けた事務分掌の調整・協議に移行することとなる。

このことから、本調整会議の検討事項であった「今後の総合支所のあり方」について、

資料 2

これまでの検討結果を踏まえ、以下のとおり取りまとめるものである。

5 まとめ：「今後の総合支所のあり方」

本市は、合併後5年を迎えようとしており、これまで、合併特例債や地方交付税の優遇措置が一定期間確保されるとともに、首長や議員の減少、行政組織の再編や事務事業の統一化による費用削減など、歳入・歳出面において合併効果は表れている。

しかし一方では、行政サービスの低下への懸念に配慮したため、同じ行政サービスであっても旧市町の制度をそのまま残すなど、合併による急激な変化を回避してきたことにより、新市としての一体性はまだまだ充分とはいえない状況にある。

このため、行政サービスの水準や行政組織のあり方については、今後とも、市民の理解や協力を得ながら、合併のスケールメリットを最大限に活用した見直しを引き続き行っていかなければならない。

このように、現状においては諸課題があるものの、今後の総合支所のあり方については、本調整会議における総合支所の権限と機能を基本としながら、市民との協働によるまちづくりの根幹となる「地域自治システム」が構築され、円滑な地域自治活動の推進が図られるまでの間は、3課体制を維持し、地区住民への行政サービスの提供、地域の安心安全及び地域のまちづくりの拠点として次の機能を担うこととする。

- (1) 地区住民の生活に直結する税収納、各種証明書の発行、各種届出、道路維持などの行政サービスを提供するための機能を担うものとする。
- (2) 災害など緊急時の初動対応や応急的な措置など、総合支所内の協力体制はもとより、本庁との連携を密にしながら、地区住民の安全安心を保持するための機能を担うものとする。
- (3) 地域の特性を活かしたまちづくりや地域課題への取り組みなど、自主性・自立性の高い地域自治活動の推進を図るため、地域自治の拠点としての機能を担うものとする。

6 総合支所のあり方調整会議の開催状況

期 日	場 所	協 議 内 容
第1回:平成21年 8月25日(火)	総合体育館2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール及び今後の進め方について ・ 総合支所の機能及び体制整備について
第2回:平成21年 9月 2日(水)	朋友館1階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所の機能及び体制整備について ・ 総合支所の組織再編に向けた事務分掌等の調整の進め方について
第3回:平成21年 9月28日(月)	朋友館1階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所の機能及び体制整備について
第4回:平成21年10月23日(金)	議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所の機能及び体制整備について ・ 総合支所の組織再編の取り組みについて
第5回:平成22年 1月20日(水)	議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構改革について
第6回:平成22年 2月 5日(金)	議会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構改革に伴う総合支所の再編について
第7回:平成22年 3月17日(水)	総合体育館2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整内容の確認及び取りまとめについて
第8回:平成22年 3月19日(金)	中央公民館第1講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所のあり方調整会議の取りまとめ
第9回:平成22年 7月21日(水)	本庁舎3階多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構改革に伴う地域振興課の事務分掌について

組織機構改革に伴う「地域振興課」の分掌事務の取りまとめ

平成22年8月1日付けの組織機構改革により、総合支所の3課体制への再編が決定後、総務企画課と産業建設課を統合した「地域振興課」の分掌事務について、建設部門の本庁への集約を基本としながら調整を行ってきたところである。

また、これまでの総務企画課と産業建設課の分掌事務を単純に引き継いだ場合、石巻市行政組織規則で定める分掌事務は、120項目を超えることになるため、項目を大括りにするなどの整理を行った結果、石巻市行政組織規則に定める分掌事務については、表1のとおり整理したところである。

なお、具体の業務内容については、統一した分掌事務を調整し、事務担当表の中分類の中で整理することとした。

総合支所の業務内容や本庁との役割分担については、石巻市総合支所あり方調整会議における「総合支所のあり方」に関する検討結果や市民との協働によるまちづくりの根幹となる「地域自治システム」の構築における総合支所の機能強化などを踏まえ、今後とも本庁と総合支所間での調整や見直しを図りながら、地区住民への円滑かつ効果的な行政サービスの提供に努めることとする。

表1 地域振興課分掌事務

○ 各総合支所地域振興課共通事項

1 広報及び広聴事業に関すること。
2 自衛官の募集等に関すること。
3 人権擁護委員に関すること。
4 公文書の開示及び適正管理に関すること。
5 公印及び文書の管理に関すること。
6 職員の服務、休暇及び福利厚生に関すること。
7 労働安全衛生に関すること。
8 公有財産に関すること。
9 公用車の管理等に関すること。
10 物品・印刷物の入札、売買契約及び検収に関すること。
11 災害対策に関すること。
12 防災対策に関すること。
13 消防団に関すること。
14 防犯に関すること。
15 交通安全対策に関すること
16 地域振興対策に関すること。
17 公共交通対策に関すること。
18 統計に関すること。
19 行政委員会及び町内会に関すること。

資料 2

20	市民活動に関すること。
21	男女共同参画に関すること。
22	庁内及び地域の情報化の推進に関すること。
23	中小企業の金融に関すること。
24	商工業振興対策に関すること。
25	消費者行政に関すること。
26	鉱業に関すること。
27	計量器に関すること。
28	観光振興対策に関すること。
29	観光施設の運営及び維持管理に関すること。
30	物産振興対策に関すること。
31	水産業振興対策に関すること。
32	水産業施設の維持管理に関すること。
33	農業振興対策に関すること。
34	農業施設の維持管理に関すること。
35	土地改良事業等に関すること。
36	石巻市農業委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条に規定する事務に関すること。
37	林業振興対策に関すること。
38	林業施設の維持管理に関すること。
39	畜産振興対策に関すること。
40	鳥獣保護及び有害鳥獣駆除等に関すること。
41	道路の維持管理に関すること。
42	河川及び港湾の維持管理に関すること。
43	道路及び河川愛護団体に関すること。
44	道路、河川及び公共物の占用・使用許可等の受付に関すること。
45	公園及び広場の維持管理に関すること。
46	市営住宅の管理運営に関すること。
47	建築関係震災対策事業の受付に関すること。
48	下水道使用料及び下水道受益者負担金等に関すること。
49	汚水処理施設、ポンプ場及び下水道管きょ施設等の維持管理に関すること。

○ 牡鹿総合支所地域振興課個別事項

1	離島振興事業の事務に関すること。
2	捕鯨に関すること。
3	駐車場の管理運営に関すること。